

一般社団法人高知高専テクノフェロー定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人高知高専テクノフェローと称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を高知県南国市物部乙200番1に置く。

(目的)

第3条 本法人は、高知工業高等専門学校（以下「高知高専」という。）の卒業生及び教職員、県内企業等が連携し、高知県内における産業技術の向上を図るとともに、高知高専の教育研究活動を支援し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 人材交流支援の実施
- (2) 産業振興に係る技術協力及び技術交流の推進
- (3) 産業技術の向上を図るための講習会、講演会等の開催
- (4) 人材の育成を図るための講演会、研修会等の開催
- (5) 高知高専の教育研究活動の支援
- (6) 機関誌の発行
- (7) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(法人の構成員)

第5条 本法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 名誉会員 本法人に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦され、本人の入会の承諾を得たもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 本法人の正会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第7条 正会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

2 既納の入会金及び会費は返還しないものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員は次の各号の一に該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。

- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡したとき、失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 3年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員が同意したとき。

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、この会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の名誉を傷つけ、又は信用を失墜する行為があつたとき。
- (2) 本法人の定款又は総会の決議に違反する行為があつたとき。

(権利の喪失)

第11条 本法人の会員の資格を喪失した者は、会員としての一切の権利を失い、既に納入した会費その他本法人の資産に対する何らの請求をすることができない。

第3章 役 員

(役員の設定)

第12条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上20名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長とする。
 - 3 理事のうち、2名を副会長とすることができる。
 - 4 第2項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(名誉会長及び顧問)

第13条 本法人の重要事項を諮問するため、総会の承認を経て名誉会長及び顧問を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の決議に基づき、本法人の職務を執行する。

- 2 会長は、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、職務を執行する。
- 4 会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事

会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第 16 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集する。

(兼務の禁止)

第 17 条 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(任期)

第 18 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した理事の任期は、当期理事任期の残任期間とする。

3 役員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(解任)

第 19 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づき、解任することができる。この場合、この役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本法人の役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(2) 本法人の役員として当然なすべき行為を怠ったと認められるとき。

(3) その他特別の事情があるとき。

(報酬等)

第 20 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 4 章 総 会

(種別)

第 21 条 本法人の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(開催)

第 23 条 定時総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招 集)

第24条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の10日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

(決議事項)

第26条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 定款の変更

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 事業計画及び収支予算の承認

(4) 事業報告及び収支決算の承認

(5) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(決 議)

第27条 正会員は、総会においてそれぞれ1個の議決権を有する。

2 総会の定足数は、正会員数の半数以上とする。

3 総会における決議は、この定款が定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決する。

(書面表決権)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び議長が指名した出席会員の2人以上が署名捺印しなければならない。

3 議事録は、総会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 理事会

(構 成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(開 催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 第16条第3項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条の請求があったときは、その請求があった日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の 7 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議事項)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(決 議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面（電子媒体含む）により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び議長が指名した出席理事の 1 人以上が署名捺印しなければならない。

第 6 章 事務局

(設置等)

第 38 条 本法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の決議を得て会長が別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 39 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(資産の構成)

第 40 条 本法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 入会金
- (2) 会費

- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 財産目録記載の財産
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第41条 資産は、理事会の決議に基づいて会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第42条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第43条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、その事業年度開始の月から3月以内に理事会の承認を経て、総会の承認を得なければならない。

2 前項の総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて執行するものとする。

3 前項の規定により予算を執行した場合における収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を経て、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な事業計画の変更及びこれに伴う収支予算の補正、あるいは事業実績の低下による収入見込額が著しく減額とならない場合の補正については、この限りではない。

(事業報告及び決算)

第44条 本法人の事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後会長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会の承認を得なければならない。

2 事業報告及び決算に関する書類のほか、監査報告書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第45条 本法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経て、変更することができる。

(解散)

第47条 本法人は、法令で定められた事由及び総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経て、解散する。

(残余財産の処分)

第48条 本法人の解散に伴う残余財産は、高知高専に寄附するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第 49 条 本法人の公告は、本法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 10 章 補 則

(委任規定)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関し必要な事項は理事会で定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本法人の最初の会長は山本吾一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。